

地区計画ガイド

長池地区



人にやさしいまちづくり

NONOJCHI

●はじめに●

魅力あるまちづくりのために、計画的な都市基盤整備と秩序ある市街化の誘導を進めています。長池地区は、宅地利用の増進と公共施設の整備を進め、既存周辺施設と調和がとれ環境の良い市街地形成を図るため、地区計画が定められています。

この地区計画は、そこに住む人みんなでつくるまちづくりのルールであり、みんなで守り、育て、そして実現していくものです。

名 称	野々市市長池地区 地区計画	
位 置	野々市市長池の一部	
面 積	約 4.7 ha	
区域の整備・開発および保全の方針	地区計画の目標	本地区は、野々市市北部に位置し、白山市と金沢市との行政界に接している。また、IR野々市駅の北側500m以内に位置していることから、公共交通の利便性が高く、周辺には日用品商業施設や保育園、介護施設等が多く立地しており、生活の利便性が高い地区である。本地区計画では、戸建て住宅を中心とした良好な住環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	戸建て住宅や集合住宅による閑静な住宅地として、住環境へ影響をおよぼすおそれのある施設の立地を防止し、良好な住環境を創出する。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、戸建て住宅を中心とした土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。

● 長池地区 地区計画の内容 ●

●この地区計画は、令和7年3月3日に都市計画決定しました。

●この地区計画の内容は、令和7年3月現在のものです。

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	地区的区分に応じ、次に掲げる建築物等は、建築してはならない。 1.畜舎 2.動物訓練所、資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	165m ²
	壁面の位置の制限	建築物等の壁面又はこれらに代わる柱等の面までの距離の最低限度は、道路境界線、公共用地、隣地境界線から1.0mとする。ただし、建築設備についてはこの限りでない。
	建築物等の高さの最高限度	12m
	建築物等の形態又は意匠の制限	1.建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境と調和したものとする。 2.建築物等の外壁の色は原色を避け、低彩度の色を基調とし、周辺の建築物と彩度をそろえるなど景観の調和に配慮する。 3.広告物は、都市景観上支障の無いように、美觀、大きさに配慮し、次に掲げるものとする。ただし、管理上、防犯上必要なもの又は非営利目的の公共的なものについてはこの限りではない。（広告物の用語の意義は、いしかわ景観総合条例の例による。） (1) 自己の用に供するものとする。 (2) 屋上広告物は設置できないものとする。 (3) 壁面利用広告物は、壁面積の1/10以内のものとする。 (4) 自立広告物の高さは3m以下とし、設置位置は道路境界線から0.6m以上後退した位置とする。 (5) 突出広告物は、外壁から突出する部分を1m以内とし、地盤面からの高さを3m以上に設置するものとする。 (6) 壁面利用広告物以外の広告物の表示面積は、10m ² 以内とする。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する敷地に垣又は柵を設ける場合は、次に掲げるものとする。 隣地境界に設置するフェンス等についても、道路境界線から0.6m以上後退する。 (1) 道路境界線から0.6m以上後退し、かつ、その間は高さ0.6m以下の緑化（花壇を含む）に努めるものとする。 (2) 高さは、道路面から1.5m以下とし、石積み、レンガ等は0.6m以下とする。
	土地利用に関する事項	敷地内に中木、高木等の植栽を施し、緑化の推進を図る。

「位置図及び区域は計画図表示のとおり」

●長池地区 地区計画の説明●

建築物等の用途の制限

建築物の用途の混在を防ぎ、良好な都市景観を保全するため、都市計画用途区分による建築物の用途制限のほかに、次のような建築が禁止されています。

- 畜舎
- 動物訓練所、資材置き場、廃車・解体物置き場の用に供するもの

建築物等の敷地面積の最低限度

敷地の細分化による建て詰まりを防ぐとともに、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保など良好な環境保全を図るため、敷地面積の最低限度は**165m²**と定められています。

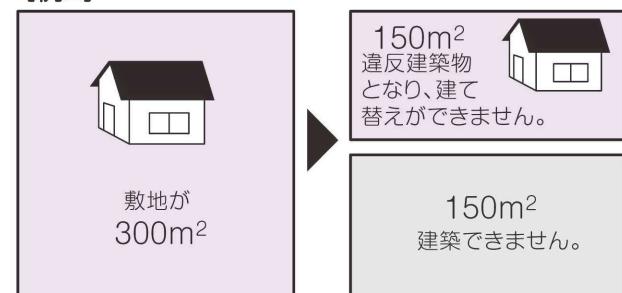
建築物を建てるには、それぞれの地区の最低限度以上の敷地面積を確保しなければなりません。

敷地を分割する場合の例

[例1]



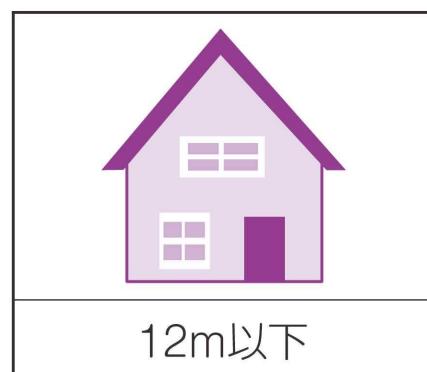
[例2]



建築物の高さの最高限度

高すぎる建物は、周辺と調和のとれた計画的な市街化形成を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、圧迫感をもたらすことがあります。このため、建築物の高さを地区の特性にあつた高さにすることが必要です。

建築物の高さの最高限度



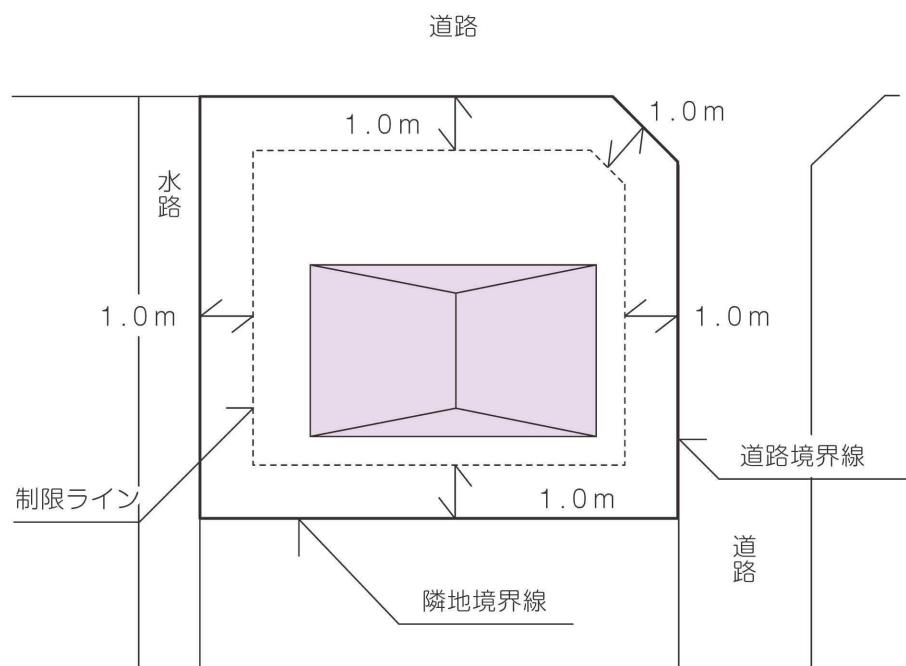
※届け出のための図面には、各寸法を明記してください。

壁面の位置の制限

建築の過度の建て詰まりを防ぎ、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保、あるいは緑豊かな居住空間を形成し、ゆとりのある住宅地とすることをめざします。そのため、道路、公園、水路、河川などの境界線や隣地境界線から後退して建築することが必要です。

道路境界線、公共用地、隣地境界線から1.0m以上後退して建築してください。

壁面の位置の制限



※後退距離は、建築物の壁面又はこれらに代わる柱の面までの距離であり、壁や柱の芯までの距離ではありません。

届け出のための図面には、後退距離を明記してください。

建築物等の形態又は意匠の制限

周辺と調和のとれた計画的な市街化形成を図るため、建築物の外観について次のように定められています。

1 建築物等の外観

建築物等の形態及び意匠は、周辺の景観及び環境と調和したものとします。

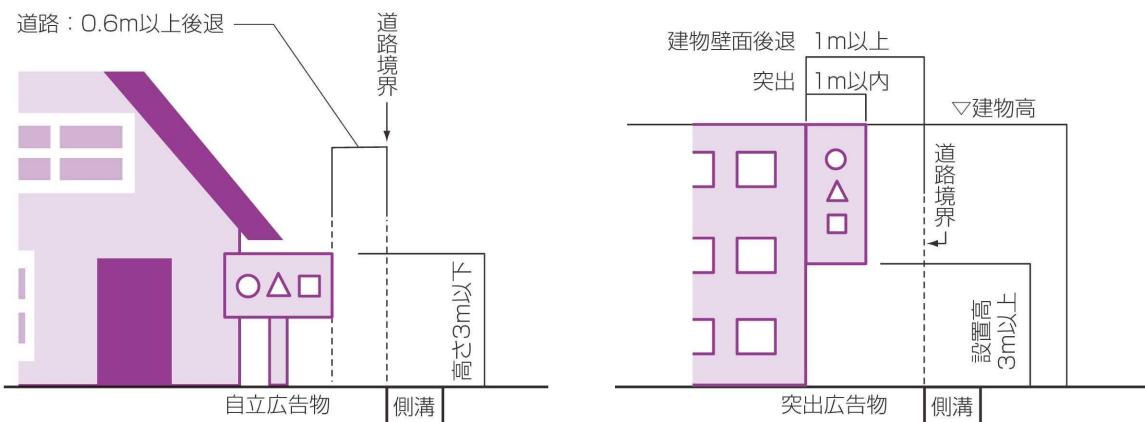
建築物等の外壁の色は原色を避け、低彩度の色を基調とし、周辺の建築物と彩度をそろえるなど景観の調和に配慮します。

2 広告物について

けばけばしい色彩や大きすぎる広告物は、良好な景観を損なうことになります。その形や色彩、大きさ、表示位置について工夫し、周辺の眺望・景観などと調和して都市景観形成上支障がないものとします。

建築物等の形態又は意匠の制限

用 途	自己の用に供するもの
表示面積	壁面利用広告物以外の広告物の 表示面積合計は、10m ² 以下
屋上広告物	×
自立広告物	<ul style="list-style-type: none">○ 高さ：3m以下 <p>設置位置：道路境界から0.6m以上後退した位置</p>
突出広告物	<ul style="list-style-type: none">○ 突出幅：1m以内 地盤面から3m以上空間確保（歩行者空間確保）
壁面利用広告物	<ul style="list-style-type: none">○ (壁面積の1/10以下)



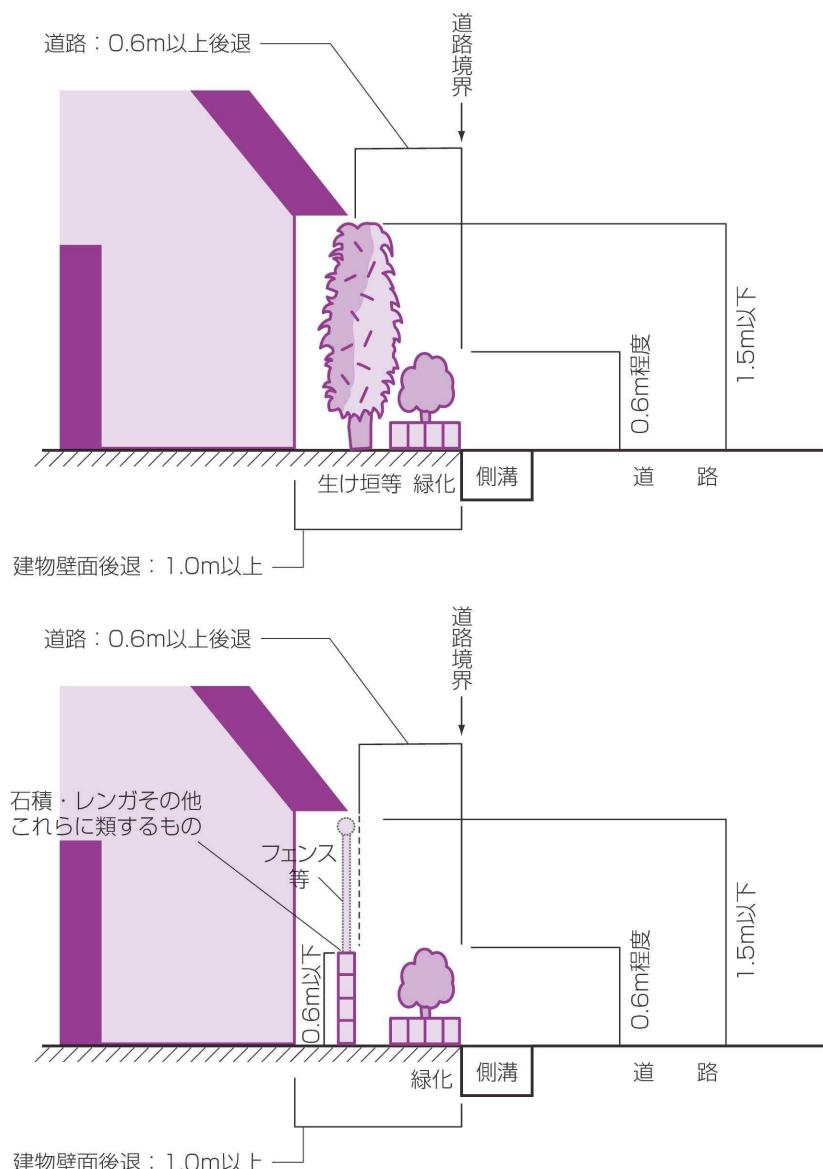
※届け出のための図面には、各寸法を明記してください。

垣又は柵の構造の制限

緑豊かな居住空間を形成するため、かき又はさくの構造の制限を行なっています。

- ・生垣など緑化に努めてください。
- ・道路境界線から**0.6m**以上後退し、かつ、その間は高さ**0.6m**程度の緑化（花壇を含む）に努めてください。
- ・高さは道路面から**1.5m**以下とし、石積、レンガ等は**0.6m**以下としてください。
- ・隣地境界に設置するフェンス等についても、道路面から**0.6m**以上後退してください。

かき又はさくの構造の制限



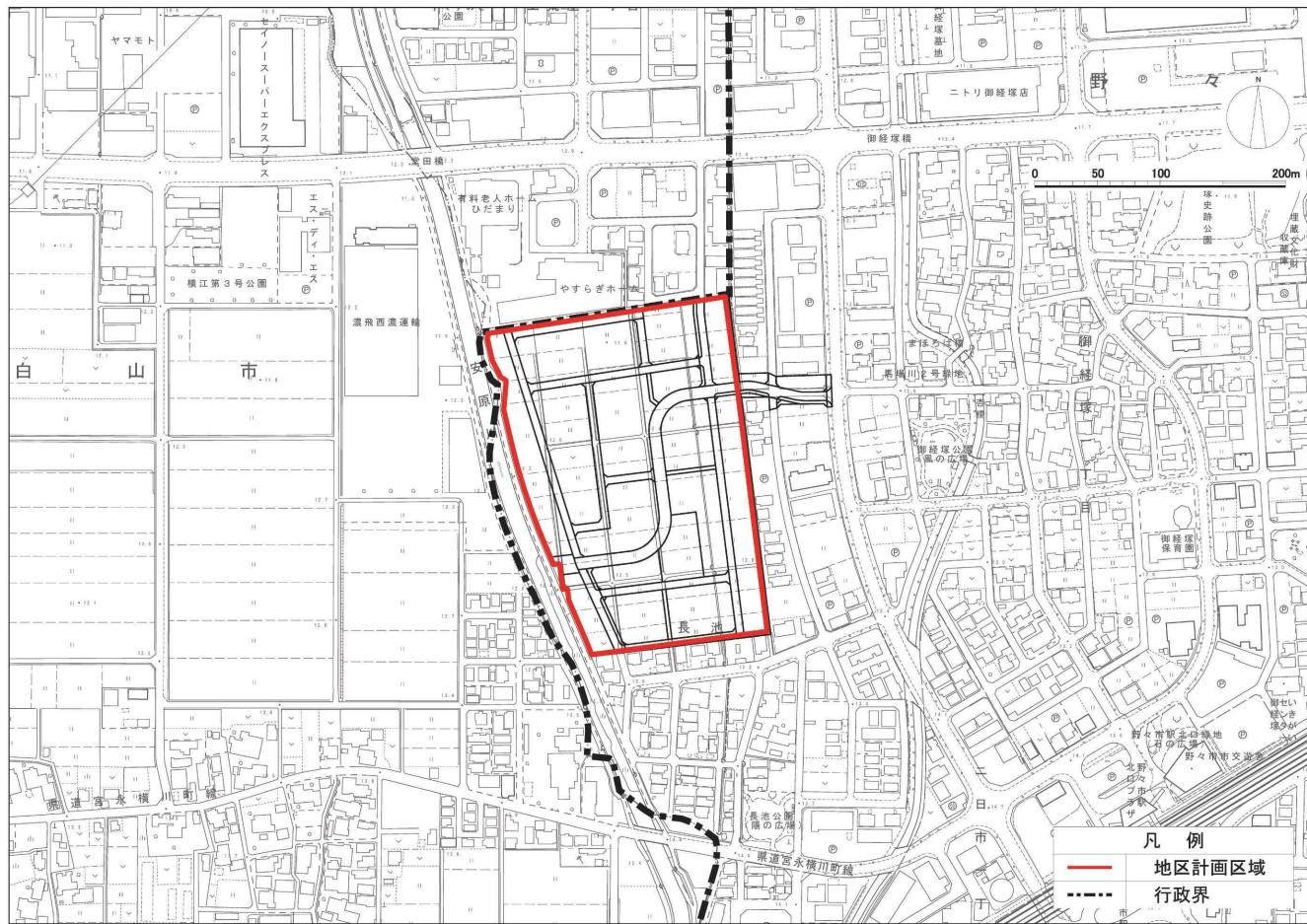
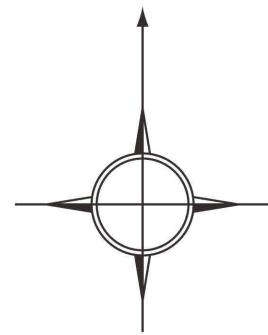
※届け出のための図面には、各寸法を明記してください。

● 建物用途の制限 ●

(注) 本表は概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

		第 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 計 画	備 考
用途地域内の建築物の用途制限			
○ : 建てられる用途			
× : 建てられない用途			
▲ : 面積、階数等の制限あり			
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	
兼用住宅で、非住宅部の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150m ² 以下のもの	▲	▲
	店舗等の床面積が 150m ² を超えるもの	▲	▲
	店舗等の床面積が 500m ² を超えるもの	×	×
	店舗等の床面積が 1,500m ² を超えるもの	×	×
	店舗等の床面積が 3,000m ² を超えるもの	×	×
	店舗等の床面積が 10,000m ² を超えるもの	×	×
事務所等	事務所等の床面積が 150m ² 以下のもの	×	×
	事務所等の床面積が 150m ² を超えるもの	×	×
	事務所等の床面積が 500m ² を超えるもの	×	×
	事務所等の床面積が 1,500m ² を超えるもの	×	×
	事務所等の床面積が 3,000m ² を超えるもの	×	×
ホテル、旅館		×	×
遊 戯 施 設 風 俗 施 設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×
	カラオケボックス等	×	×
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券、車券発売所等	×	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×
	キャバレー、個室付浴場等	×	×
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○
	図書館等	○	○
	巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○
	病院	○	○
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○
	自動車教習所	×	×
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)	▲	▲ ▲300m ² 以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	▲	▲ ▲3,000m ² 以下 2階以下
	倉庫業倉庫	×	×
	畜舎(15m ² を超えるもの)	×	×
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下のもの	▲	▲ 原動機の制限あり。 ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×
	自動車修理工場	×	×
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設	×
		量が少ない施設	×
		量がやや多い施設	×
		量が多い施設	×

● 地区計画図 ●



MEMO

●届出書の様式●

(記入例)

地区計画の区域内における行為の届出書

○○年○○月○○日

(あて先)野々市市長

届出者 住 所 ○○○○○○
氏 名 ○○ ○○

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木材の伐採

について下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 野々市市 ○○○○○○

2 行為の着手予定日 ○○年○○月○○日

3 行為の完了予定日 ○○年○○月○○日

4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設) (<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転)			
	(ロ) 設計の概要	(i) 敷地面積	届出部分	届出以外の部分
		○○○.○○ m ²	○○○.○○ m ²	○○○.○○ m ²
		(ii) 建築又は建設面積	○○○.○○ m ²	○○○.○○ m ²
		(iii) 延べ面積	○○○.○○ m ²	○○○.○○ m ²
		(iv) 高さ 地盤面から ○.○○ m	(v) 用途 専用住宅 (vi) 壁又はさくの構造 フェンス H=○.○○m	
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木材の伐採	伐採面積 m ²			

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

※上記の届出様式はホームページからダウンロードできます。

●届出の手続き●

計画の届出から工事着手までの流れ

事前相談

地区計画の届出

(工事着手の30日前までに都市計画課へ)

審　　査

(計画に不適合の場合)

(計画に適合の場合)

指導・勧告

計画の変更

審査完了

建築確認申請

工事着手

●届出の必要な行為●

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

●届出に必要な添付図書●

1. 建築物等の配置図
2. 敷地の高低差が大きい場合は、建築物の縦断面図および横断面図
3. 建築物の付近見取図
4. 建築物の平面図、立面図および断面図（立面図は着色したもの）
5. 届出書について代理人をおいている場合は、委任状
6. 面積算定根拠が必要な場合は、丈量図または求積図
7. 屋外広告物等を設置する場合は、その構造図
8. 垣、柵、フェンスを設置する場合は、その構造図

(注) 配置図は、道路および隣地等の境界線から壁面までの後退距離を明示してください。また立面図には、着色（マンセル値）および建築物の最高高さを明示してください。

●その他●

「生け垣設置助成金制度」がありますので、下記へご相談ください。

お問合せ先は、

建築住宅課

TEL 227-6087 FAX 227-6253

地区計画に関するご相談・お問合せは

野々市市 建設部 都市整備課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

TEL 076-227-6091 FAX 076-227-6253

<http://www.city.nonoichi.lg.jp/>

E-mail : toshiseibi@city.nonoichi.lg.jp

2025年4月

